


所管部課	市民部保険年金課	部長	田村 美砂		
件名	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東京都後期高齢者医療広域連合は、令和4年度、令和5年度の保険料の改定に際し、関係区市町村の分賦金によって保険料の軽減を図ることとし、関係区市町村の議会の議決及び関係区市町村との協議を経て、東京都後期高齢者医療広域連合規約の分賦金に係る規定の変更を行うこととしている。</p> <p>保険料の軽減に効果があることから東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について了承し、後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る議案を提出するものである。</p> <p>(1) 規約の変更内容</p> <p>令和4・5年度の2年間の時限措置として、以下の項目に係る区市町村の負担割合を100%とし、規約の附則に定めるほか、施行期日、経過措置を追加し規定の整備を行う。</p> <p>①審査支払手数料相当額 ②財政安定化基金拠出金相当額 ③保険料未収金補填分相当額 ④保険料所得割額減額分相当額 ⑤葬祭費相当額</p> <p>(2) その他</p> <p>①附則第5項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に、「令和2年4月1日現在」を「令和4年4月1日現在」に改める。 ②(施行期日)及び(経過措置)を追加する。</p> <p>2. 変更規約施行：令和4年4月1日</p> <p>3. 議決謄本提出予定：令和4年3月30日(水)</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年12月7日 東京都後期高齢者医療広域連合から規約変更に係る通知発出</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>規約の変更については、62区市町村共通の様式、体裁等により協議を行い、東京都知事に届出を行う必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和4年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。